

平成28年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成28年9月16日（金曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 認定第 1号 平成27年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 2 認定第 2号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 3 認定第 3号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 4 認定第 4号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 5 認定第 5号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 6 認定第 6号 平成27年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 7 認定第 7号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 8 認定第 8号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 9 発議第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 第10 発議第 2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第11 発議第 3号 北海道内における地方バス路線維持を求める意見書（案）
- 第12 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小	林	生	吉	君
教	育	田	邊	彰	宏	君
総	務	遠	藤	義	一	君
総	務	長	尾		享	君
総	務	野	露	み	ゆき	君
総	務	工	藤	正	勝	君
総	務	笹	原		等	君
産	業	平	中	敏	志	君
産	業	山	内		功	君
産	業	藤	田		徹	君
産	業	千	葉	靖	宏	君
保	健	吉	田	智	一	君
保	健	山	田	美	緒子	君
教	育	青	木		彰	君
会	計	矢	上	裕	寛	君
国	保	小	林	嘉	仁	君
院	事					
務	長					

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	井	秀	一	君	
議	会	事	務	局	書	記	田	辺	め	ぐみ	君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第1、認定第1号 平成27年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8、認定第8号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○決算審査特別委員長（東海林繁幸君） 昨日から本日にかけて平成27年度中頓別町各会計決算審査を行いましたので、その結果を報告申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書のとおりでございますが、読み上げて報告いたします。

平成28年9月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

決算審査特別委員会委員長、東海林繁幸。

委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、認定第1号、件名、平成27年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。認定第2号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第3号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第4号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第5号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第6号 平成27年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

なお、審査結果に対し意見が付されておりますので、読み上げてご報告いたします。

審査意見、町税、各種使用料等の収入未済額の解消について。町税、各種使用料等の収入未済額について、病院会計を除く平成27年度末の収入未済額は、前年度から293千円増加して10,003千円に達しています。景気の低迷、所得格差の拡大などによる町税の減収、さらに地方交付税交付金などの減額により、歳入総額が減少することで町の財政運営が圧迫されることが懸念される。従前にもまして収入未済額の解消への努力を求めます。

以上をもって審査報告いたします。

- 議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。
認定第1号 平成27年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第1号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第1号 平成27年度中頓別町一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
認定第2号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第2号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第2号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
認定第3号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第3号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第3号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
認定第4号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第4号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第5号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成27年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第6号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成27年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第7号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第8号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第8号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

◎発議第1号

○議長(村山義明君) 日程第9、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西浦さん。

○3番(西浦岩雄君) 発議第1号。

平成28年9月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。賛成者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページです。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となり、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月16日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（村山義明君） 日程第10、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 発議第2号。

平成28年9月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向

け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月16日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（村山義明君） 日程第11、発議第3号 北海道内における地方バス路線維持を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 発議第3号。

平成28年9月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

北海道内における地方バス路線維持を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北海道内における地方バス路線維持を求める意見書（案）

地方バス路線は地域住民の生活路線として、その維持が必要なことは言うまでもありません。しかし一方で、その財源確保は難しく、日本全国で廃線となる地方バス路線が急増していることから明らかです。

本年度は地方バス路線維持のための予算措置として、国と道がそれぞれ13億6,000万円ずつ負担することを昨年9月に計画され、内定されていました。それにもかかわらず、国土交通省は一方的に予算見直しとして、北海道内167路線の赤字バス路線における2016年度年間運行経費の補助額を減額することを、北海道運輸局に通告されました。

その後、その通告は取り下げられましたが、路線を維持するバス業界はもとより、沿線自治体に居住する住民からも、「通院や通学など地域住民の足として、バス路線は欠かすことができない」として、多くの不満と不安の声が上げられています。

北海道におけるバス路線は地方路線が多く、たとえ赤字路線であっても、それぞれの地方自治体やバス事業者の不断の努力によって維持し続けてきました。特に、本町を含む宗谷地域は過疎地を多く抱えており、広範囲なバス路線が必要不可欠です。しかし、赤字路線を抱えながら経営を維持するためのバス事業者の努力にも限界があり、これ以上の負担を強いることは、減便や路線自体の確保も困難な状態に陥ることが懸念され、また、地方自治体の負担も増加することが考えられます。

国は地方創生、地方の時代と声高らかに言いながらも、このような検討をされていることについて、地方の切り捨てと断じざるを得ません。

地方の公共交通政策は、国として地方に暮らす国民の生命と財産を守る意味でも、重要政策の一つであり、補助額の現行維持はもとより増加していくことを考えるべきです。

よって、国及び北海道におかれましては、現行の路線を維持・存続できるよう、更なる財政的支援を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、北海道知事。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 北海道内における地方バス路線維持を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長(村山義明君) 日程第12、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長(村山義明君) お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第3回定例会を閉会します。

(午後 1時32分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員